答申

1. 審査会の結論

実施機関が行った部分開示決定については、その決定を取り消し、改めて対象となる 個人情報を特定し、決定すべきである。

2. 異議申立ての趣旨

平成25年6月26日付伊厚第315号で部分開示決定した個人情報以外に、本件に係る市で保有している異議申立人に関する個人情報の開示を求めるものである。

3. 実施機関の部分開示決定理由説明要旨

本件部分開示決定において非開示とした情報は、伊賀市個人情報保護条例(以下「条例」という)第16条第2号に規定する本人以外の第三者の個人情報、及び、同条第4号に規定する個人の生命及び身体の保護に支障を及ぼすおそれがある情報に該当すると判断したため非開示とした。

他方、本件で部分開示した個人情報のほかに、厚生労働省から異議申立人に既に通知されている文書と同一の文書を市は保有しているが、異議申立人も同一の文書を保有している場合には条例第2条第4号にいう「行政情報」には当たらないと判断した。

4. 異議申立ての理由

平成25年6月26日付伊厚第315号で部分開示決定した個人情報以外に、本件に係る市で保有している異議申立人に関する個人情報があるはずである。

5. 審査会の判断

(1) 本決定の妥当性について

当審査会は双方の主張を吟味した上で、以下のとおり判断する。

・対象個人情報の特定について

本件に係る市が保有する異議申立人に関する個人情報のうち、厚生労働省から既に異議申立人に通知されている文書と同一の市保有文書も、条例第2条第4号にいう「行政情報」に該当し、開示請求の対象となる。

・本件非開示部分における条例第16条第2号および同条第4号該当性について 本件で非開示とした情報は、条例第16条第2号に規定する開示請求者以外の個人に 関する情報であって、開示することにより当該個人の権利利益を侵害するおそれがある と認められる。また、文書に記載の文言を一般的視点から検討して、同条第4号に規定する個人の生命及び身体の保護に支障を及ぼすおそれがある情報に該当すると認められる。

(2) 結論

厚生労働省から既に異議申立人に通知されている文書と同一の市保有文書も含め、改めて対象となる個人情報を特定し、決定すべきである。その際、県が認容裁決をした理由と市が却下決定をした理由の関係性がわかるような個人情報が開示されることが望ましい。

他方、本件部分開示決定において非開示とした情報は、条例第16条第2号および同 条第4号の非開示情報に該当すると認められる。

(3) 付言

本件で開示された行政情報である公文書の中には、日付の誤りがあるものがあった。 公文書においての日付は、場合によっては通知する相手方の利益に関わる重要なもの で、誤りがあってはならないものである。以後確認体制の強化を図り注意すべきである。

6. 審査会の処理経過

年 月 日	処理内容
平成25年7月16日	諮問書受理
平成25年8月7日	所管課に理由説明求む 審議 答申 (第2回審査会)